

---

# 中札内村障がい福祉計画

第6期 障がい福祉計画、障がい児福祉計画

〔 令和3年度～令和5年度 〕

---

中札内村

# 目次

<b>第1章 計画策定の基本的考え方</b> .....	1
I 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間及び見直しの時期 .....	2
4 計画の作成体制 .....	2
II 計画の基本的理念 .....	4
III 計画の達成状況の点検及び評価 .....	6
<b>第2章 障がい者福祉の現状</b> .....	7
I 障がい者の状況（数的把握） .....	7
1 身体障がい者の状況 .....	8
2 知的障がい者の状況 .....	9
3 精神障がい者の状況 .....	10
4 発達障がい .....	10
5 難病（特定疾患） .....	10
6 高次機能障がい .....	11
II 雇用・就労の状況 .....	12
1 雇用の状況 .....	12
2 高等養護学校等卒業者の進路動向 .....	13
III 障がい者福祉サービス利用の状況 .....	14
1 在宅サービス利用の状況 .....	14
2 通所サービス利用の状況 .....	17
3 居住系サービス利用の状況 .....	18
4 障がい児通所支援利用の状況 .....	19
5 計画相談支援利用の状況 .....	20
6 その他の主なサービス .....	21
IV 障がい者に関わる事業 .....	21
1 村単独事業（村負担） .....	21
2 地域生活支援事業（国1/2、道1/4、村1/4負担事業） .....	22
3 社会福祉協議会事業（障がい者に関わる事業のみ抜粋） .....	24

<b>第3章</b>	<b>令和5年度の目標値</b>	<b>26</b>
I	福祉施設の入所者の地域生活への移行	26
II	入院中の精神障がい者の地域生活への移行	27
III	福祉施設から一般就労への移行	27
IV	村の施設入所者の地域生活への移行と一般就労への移行	27
V	地域生活支援拠点の整備	28
<b>第4章</b>	<b>各種サービスの見込量及び見込量確保のための方策等</b>	<b>29</b>
I	障がい福祉サービス	31
1	在宅サービス	31
2	日中活動系サービス	33
3	居住系サービス	40
4	補装具	42
II	地域生活支援事業	44
1	必須事業	45
2	その他の事業	51
III	村の施設入所者への支援体制の整備	52

(参考資料)

中札内村自立支援協議会委員名簿

# 第1章 計画策定の基本的考え方

## I 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

国は平成18年4月1日に「障害者自立支援法」を施行し、①「障がい者施策を3障がい一元化」（3障がいの制度格差を解消し、精神障がい者を対象とした）、②「利用者本位のサービス体系に再編」（33種類に分かれた施設体系を6つの事業に再編）、③就労支援の抜本的強化（新たな就労支援事業を創設）、④支給決定の透明化、明確化（支援の必要度に関する客観的な尺度として障がい程度区分を導入、審査会の意見聴取など支給決定のプロセスを透明化）、⑤安定的な財源の確保（国の費用負担の責任を強化、利用者も応分の費用を負担する仕組み）の5本柱の改正を行いました。

その後、平成25年4月1日に「障害者自立支援法」に代わり「**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律**」（以下、「**障害者総合支援法**」という。）が施行され、これまで制度の谷間で福祉サービスを利用することに制限があった難病患者等が障がい者の範囲に加えられました。また、心身の状態を総合的に示す物差しであった「障がい程度区分」に代わり、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる支援の標準的な度合いを示すことのできる仕組みとして「**障がい支援区分**」の仕組みが導入され、知的障がいや精神障がい、発達障がいに関する支援の度合いが、これまで以上に正確に反映されることとなりました。

市町村、道、国が一体的に障がい者福祉施策に取り組むため、またその基礎的なデータを積算するために、年度ごとの障がい福祉サービスや地域生活支援事業の必要量を見込み、それを確保するための手立てなどを定めた「障がい福祉計画」の策定が義務付けられ、中札内村では「第1期障がい福祉計画」（平成18年度～平成20年度）、「第2期障がい福祉計画」（平成21年度～平成23年度）、「第3期障がい福祉計画」（平成24年度～平成26年度）、「第4期障がい福祉計画」（平成27年度～平成29年度）、「第5期障がい福祉計画」（平成30年度～平成32年度）をそれぞれ策定しました。また平成26年7月には村直営による「**中札内村基幹相談支援センター**」を開設し、障がいのある方がより自分の希望に合った、自立した生活を送ることができるよう相談支援を進めてきました。これにより、相談支援によって村にある社会資源のみならず、近隣の市町村のサービスを調整、利用することで、自分なりの生活スタイルを築く方が増えてきました。

一方で今回の計画を策定するにあたり障がいのある方へ行ったアンケートの結果からは、安心して相談ができることに対する要望が多数ありました。

また、障がい福祉サービスの利用を終えて地域で自立した生活を送る方の相談を継続して受けていく役割を誰が果たしていくかなど、課題があることもわかりました。

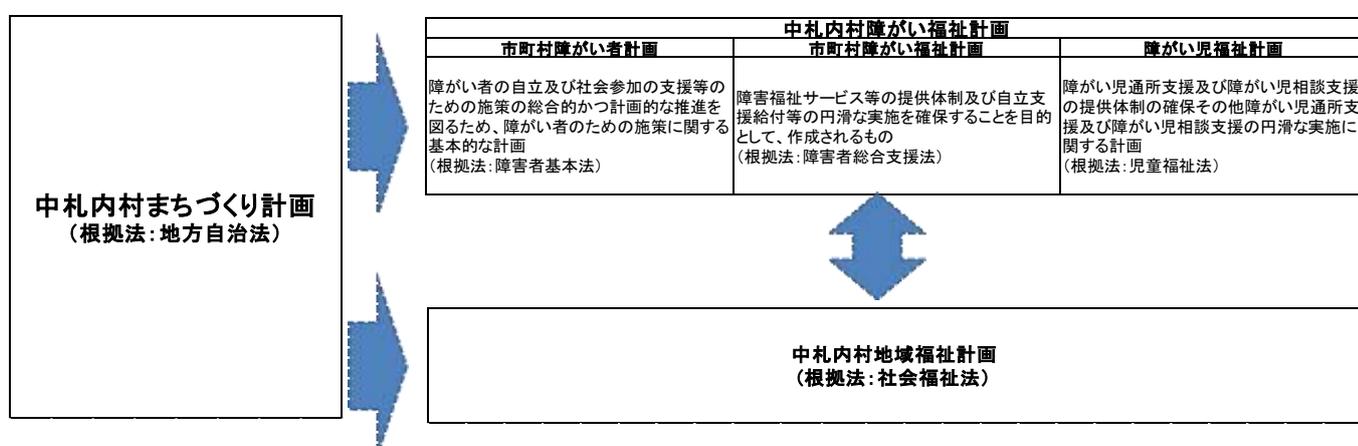
この度、第5期の計画期間が終了するため、その進捗状況とアンケートから読み取れる要望等を踏まえた上で、障がい者の適性に応じた自立生活を通して地域での生きがいをもった生活を実現することを目指すものとして、「第6期中札内村障がい福祉計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に定める基本計画である「市町村障がい者計画」と、障害者総合支援法に定める実施計画である「市町村障がい福祉計画」、児童福祉法に定める「障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、村の計画行政の指針であり、村民のみなさんとの協働によるまちづくりの行動計画となる「中札内村まちづくり計画」に即したものとするとともに、社会福祉法に定められた自治体の地域福祉計画である「中札内村地域福祉計画」での、障がい者等の福祉に関する事項と明確に関連づけられた内容となっています。

図 1 計画の位置づけ



## 3 計画の期間及び見直しの時期

第6期障がい福祉計画は、令和5年度末に向けて数値目標を設定するとともに、そこに至るまでの位置付けとして、令和3年度から令和5年度までの3年間の障がい福祉サービスまたは地域生活支援事業、障がい児福祉サービスの見込み量等を定めます。

ただし、今回の計画策定以降に国及び道の計画の見直し等が実施された場合は、期間中であっても計画を見直しする可能性があります。

## 4 計画の作成体制

本計画の作成にあたっては、関係機関の協力を得るとともに、計画を地域の実情に合った内容のものとするために、公募による地域住民、事業者、雇用、教育等の、幅広い分野の関係者で構成する自立支援協議会を設置して意見の集約を図りました。また、障がいのある方の生活実態や福祉施策に関する意見等を把握するため、障がいのある方（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、障がい福祉サービス受給者証所持者）で65歳未満の方と、障がい児を対象にしたアンケート調査を令和2年8月に実施しました。さらに、パブリックコメント(\*1)により、地域住

民の意見の反映の場を設けました。

(\*1) パブリックコメント：計画などを作成する際に、計画の案と資料を公表して意見などを募集し、いただいた意見などを考慮して計画を決定するとともに、意見などについての考え方を公表することです。

## ヘルプマークについて

ヘルプマークは、援助や配慮を必要としていることが外見からはわかりづらい方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなることを目的としたマークです。

ストラップを利用して鞆などにつけることで、公共交通機関で席を譲ってもらったり、災害時に手を貸してもらったりすることを想定しています。

対象者は、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわかりづらい方すべてです。  
(障害者手帳の有無は問いません)

中札内村では、申請書の記入の必要がなく、無料で受け取ることができます。(住所とお名前のみ口頭にてお伺いします)

配布場所は、役場、保健センター、文化創造センター、上札内交流館、道の駅の5ヶ所です。



## II 計画の基本的理念

「北海道障がい福祉計画」では、障がいのある方へのサービス提供体制を計画的に確保していくものとして、以下の11点を計画作成上の視点としています。

- (1) 北海道障がい者条例の施策の推進
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 地域生活支援体制の充実
- (4) 意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進
- (5) サービス提供基盤の整備
- (6) 障がい児支援の充実
- (7) 発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等への支援
- (8) 精神保健福祉・医療施策の充実
- (9) 就労支援施策の充実・強化
- (10) 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上
- (11) 安全確保に備えた地域づくりの推進

本村においても、これらを踏まえた上で「中札内村地域福祉計画」の基本理念に基づき、障がい福祉サービス等の確保に向けて以下の3点を基本理念としました。

### 【基本理念 1】

#### 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーション(\*1)の理念の下、障がいの種別や程度を問わず障がい者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進めます。障がい福祉サービスや権利擁護等についての理解が広まるように、また、合理的な配慮がされるように、地域での学習会や講演会等を企画するなど、住民への啓発に努めます。

(\*1) ノーマライゼーション：障がい者など社会的に不利になりやすい人が、社会の中で他の人と同じように生活することが本来あるべき姿であるという考え方。

### 【基本理念 2】

#### 障がい児が大人になるまで安心して相談できる体制の整備

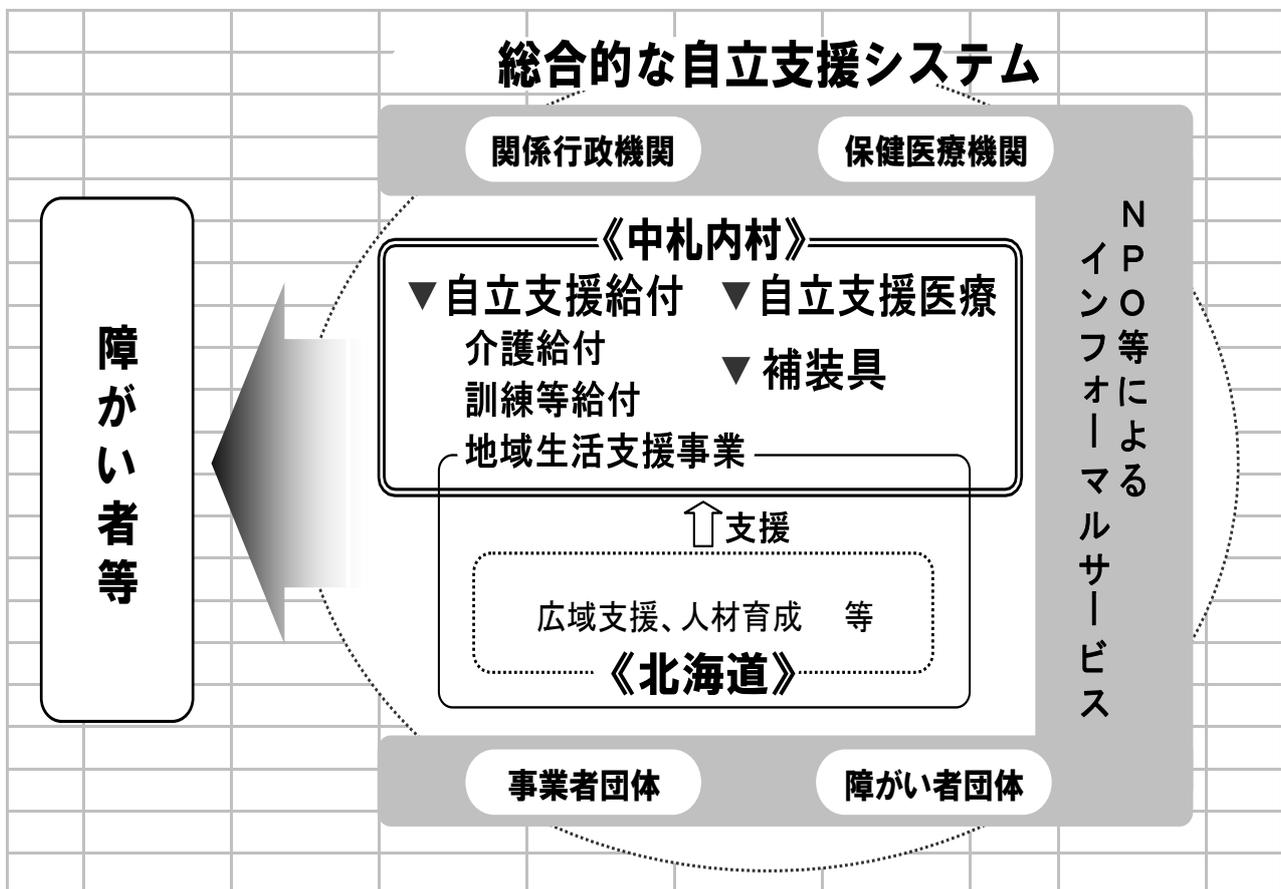
障がい児から一貫して相談できる窓口を役場福祉課（基幹相談支援センター）とし、他機関との連絡調整などのサービス調整をワンストップで対応します。また、ライフステージで切れ目がないよう、支援の情報の引継ぎがされるような仕組みを整えていきます。障がい福祉サービスの利用にすぐにはつながらないような方（引きこもりの方など）や、障がい福祉サービスの利用を終了し、地域で自立して生活する方についても、福祉課で訪問等を含めた見守り支援をしていきます。

### 【基本理念 3】

#### 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立を助長するため、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支える仕組みが実現できるよう、身近な場所へのサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域における社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。また、地域にないサービスについては、近隣市町村や相談支援事業所、障害福祉サービスの提供事業所との連携を密にし、相談支援によって利用が可能となるよう、調整をします。

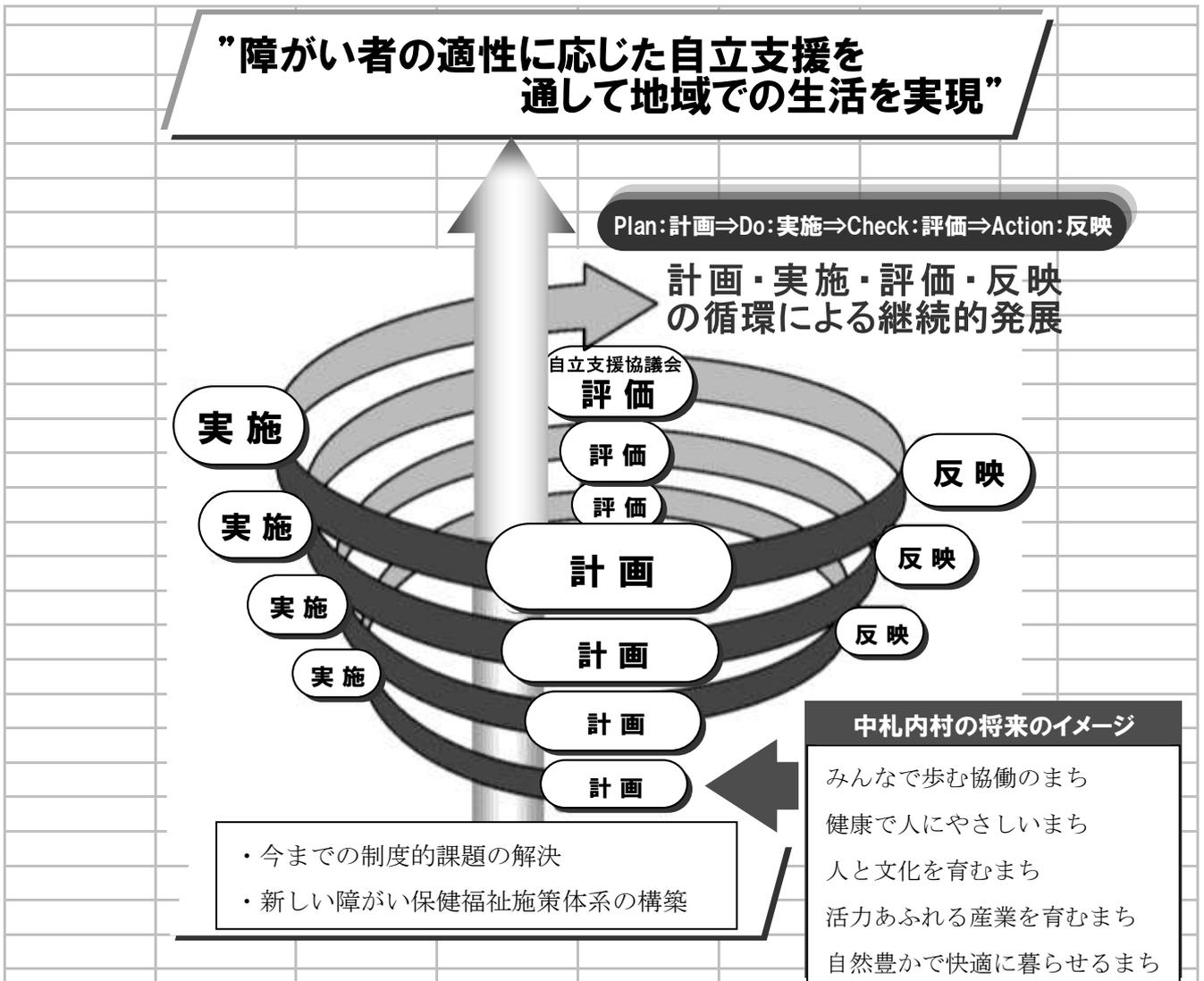
図 2 総合的な自立支援システムの構築



### Ⅲ 計画の達成状況の点検及び評価

各年度での地域生活への移行や一般就労への移行のほか、サービスの見込み量について、自立支援協議会で達成状況を点検・評価するとともに、評価結果に基づく対策などを検討し、取り組みへの反映を行うものとします。

図 3 点検・評価を以後の取組に反映



## 第2章 障がい者福祉の現状

障害者総合支援法に基づくサービスの対象者は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む）、障がい児に、難病等の患者です。

本章では、これらの障がい福祉サービス対象者の雇用・就業状況、サービスの利用状況により障がい者福祉の現状を把握します。

### I 障がい者の状況（数的把握）

#### 〔障がい者の全体数〕

村が援護している身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の3区分による令和2年11月末現在の障がい者数は、身体障がい者183人、知的障がい者55人、精神障がい者29人となっています。これを総人口千人当たりの人数で見ると、身体障がい者47.5人、知的障がい者14.2人、精神障がい者7.5人で、身体障がい者、知的障がい者の人口千人当たりの人数が国の数値を上回っている一方で、精神障がい者の人数は大きく下回っています。国の割合をそのまま中札内村の人口に当てはめると、精神障がい者の数は100人を超えるため、受診につながっていない方や、障がい者手帳の取得までには至っていない方で、支援を必要としている方がまだまだ多いと思われます。

複数の障がいを併せ持つ方や、特定疾患を有する方等を考慮しない概数ですが、村民の6.9%の方が何らかの障がいを有していることとなります。これは国の数値7.6%を若干下回っています。

表1 障がい者の全体数

令和2年11月末現在

	総数(人口千人当たり)	参考:国(千人当たり)	施設サービス利用者	グループホーム利用者
総人口	3,852人			
身体障がい者	183人(47.5人)	436万人(34人)	0人	1人
18歳未満	2人			
18歳以上	181人			
知的障がい者	55人(14.2人)	109万4000人(9人)	6人	6人
18歳未満	15人			
18歳以上	40人			
精神障がい者	29人(7.5人)	419万3000人(33人)	0人	2人

- \* ( )内数字は、総人口千人当たりの人数
- \* 身体障がい者数:手帳所持者数(令和2年11月末)
- 知的障がい者数:手帳所持者数(令和2年11月末)
- 精神障がい者数:手帳所持者数(令和2年11月末)
- \* 参考:国「令和2年版 障がい者白書」による人口千人当たりの人数
- \* 村民全体に対する障がい者の割合は、令和2年11月末時点の住民基本台帳人口に対する割合

# 1 身体障がい者の状況

身体障がい者手帳を所持されている方は、令和2年11月末現在で183人と、前回計画策定した平成29年度末に比べ23人減っています。

また、障がい種別では「視覚障がい」9人、「聴覚・言語障がい」15人、「肢体不自由」113人、「内部障がい」46人と、前回策定時と変わらず肢体不自由の方が最も多く、次いで内部障がいの方が多くなっています。

## 年齢区分別

年齢区分別では、「0～17歳」2人、「18～39歳」6人、「40～64歳」33人、「65歳以上」142人と「65歳以上」が最も多くなっており、今後も障がいのある方の高齢化が懸念されます。

## 等級別

等級別では、1・2級の重度の方が80人で約4割を占めており、障がいが重度化の傾向にあります。

表2 障がい種別・身体障がい者数の推移

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
視覚障がい	11	5.4	11	5.3	9	4.7	9	5.0	9	4.9
聴覚・言語障がい	20	9.9	21	10.1	20	10.4	19	10.6	15	8.2
肢体不自由	120	59.4	122	58.7	118	61.1	109	60.9	113	61.7
内部障がい	51	25.2	52	25.7	46	23.8	42	23.5	46	25.1
計	202		206		193		179		183	

〔資料：身体障がい者手帳交付者名簿（平成28～令和元年度は3月末現在、令和2年度は11月末現在）〕

表3 障がい種別・年齢区分別の状況

	視覚障がい		聴覚・言語障がい		肢体不自由		内部障がい		計	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
0～17歳	0	0.0	1	6.7	0	0.0	1	2.2	2	1.1
18～39歳	0	0.0	0	0.0	5	4.4	1	2.2	6	3.3
40～64歳	3	33.3	3	20.0	21	18.6	6	13.0	33	18.0
65歳以上	6	66.7	11	73.3	87	77.0	38	82.6	142	77.6
計	9		15		113		46		183	

〔資料：身体障がい者手帳交付者名簿（令和2年11月末現在）〕

表4 障害種別・等級別の状況

	視覚障がい		聴覚・言語障がい		肢体不自由		内部障がい		計	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
1級	1	11.1	2	13.3	22	19.5	31	67.4	56	30.6
2級	1	11.1	4	26.7	18	15.9	1	2.2	24	13.1
3級	0	0.0	2	13.3	12	10.6	6	13.0	20	10.9
4級	0	0.0	5	33.3	37	32.7	8	17.4	50	27.3
5級	6	66.7	0	0.0	15	13.3	0	0.0	21	11.5
6級	1	11.1	2	13.3	9	8.0	0	0.0	12	6.6
計	9		15		113		46		183	

〔資料：身体障がい者手帳交付者名簿（令和2年11月末現在）〕

## 2 知的障がい者の状況

療育手帳を所持されている方は、令和2年11月末現在で55人と前回計画策定時の平成29年度から14人増となり、ここ数年で徐々に増えています。その内訳は、「A判定」8人、「B判定」47人となっています。

### 年齢区分別

年齢区分別では、「0～17歳」15人、「18～39歳」20人、「40～64歳」17人、「65歳以上」3人と18～39歳が最も多くなっています。前回計画作成時とくらべ、40～64歳の人数は横這いでしたが、0～17歳と18～39歳はそれぞれ人数が増えています。

表5 障がいの判定区分別・知的障がい者数の推移

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
A判定	8	20.5	8	19.5	8	16.3	8	15.1	8	14.5
B判定	31	79.5	33	80.5	41	83.7	45	84.9	47	85.5
計	39		41		49		53		55	

[資料:療育手帳交付者名簿(平成28～令和元年度は3月末現在、令和2年度は11月末現在)]

表6 障がいの判定区分別・年齢区分別の状況

	A判定		B判定		計	
	人	%	人	%	人	%
0～17歳	1	12.5	14	29.8	15	27.3
18～39歳	2	25.0	18	38.3	20	36.4
40～64歳	4	50.0	13	27.7	17	30.9
65歳以上	1	12.5	2	4.3	3	5.5
計	8		47		55	

[資料:療育手帳交付者名簿(令和2年11月末現在)]

《 障がい判定区分の説明 》

- ・A判定 = 重度の方
- ・B判定 = それ以外の方

### 3 精神障がい者の状況

精神の疾患をもつ方の正確な数値を把握することはできませんが、精神障がい者保健福祉手帳を所持されている方の人数により精神障がい者数を把握しました。

令和2年11月末現在では、手帳所持者は29人となっており、年々増加しています。

表7 精神障がい者数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
手帳所持者(人)	25	26	26	30	29

〔資料:精神障がい者手帳(平成28～令和元年度は3月末現在、令和2年度は11月末現在)〕

また、精神疾患による通院治療で公費負担制度(自立支援医療)を利用している方も、次表のとおり増加傾向にあります。

表8 自立支援医療(精神通院)利用者の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受給者証所持者(人)	57	61	54	56	60

〔資料:公費負担申請書(平成28～令和元年度は3月末現在、令和2年度は11月末現在)〕

### 4 発達障がい

発達障害者支援法により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成22年の改正で障害者自立支援法(現在の障害者総合支援法)の対象として明確に規定されました。

発達障がいは、外見からはわかりにくく、その障がいの状態もそれぞれで、はっきりと診断や判定されることが難しいため、発達障がいのある人の正確な人数は把握できていません。

### 5 難病(特定疾患)

難病(特定疾患)とは、原因不明で、治療方法の未確立など治療がきわめて困難で、症状も慢性に経過し後遺症を残して社会復帰が難しく、その上、症例が少ないことから全国的規模での研究が必要な疾患です。障害者総合支援法では、平成25年4月より130疾病を特定疾患として定め、障がい者手帳を所持していなくても必要なサービスを受けられるようになりました。

さらに国では、障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲を検討する「障害者総合支援法対象疾病検討会」において疾病の要件や対象疾病の検討を行っており、令和元年7月には対象疾病が361疾病まで拡大されています。

## 6 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの脳血管疾患や交通事故等による頭部の怪我など、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障がい（記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなど）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさします。高次脳機能障がいは、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれます。

平成23年3月には、精神障がい者保健福祉手帳の診断書様式が改正され、主たる精神障がいに「高次脳機能障がい」と明記することが可能となりました。また、手帳の所持にかかわらず、障害者総合支援法に基づく給付の対象になっています。高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、正確な人数を把握できていません。

### 知っていますか、これらのマーク？

国際リハビリテーション協会が定める「障がい者のための国際シンボルマーク（車いすマーク）」や、道路交通法で定められている「身体障がい者標識」等様々な障がい者マークがありますが、街でこれらのマークを見かけたときは、それぞれ意味のあるマークですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

 <p><b>障がい者のための国際シンボルマーク</b> すべての障がい者を対象としたもので、特に、車いすを利用する障がい者に限定していません。</p>	 <p><b>聴覚障がい者マーク</b> 世界ろう連盟(WFD)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。</p>	 <p><b>聴覚障がい者マーク</b> 国内シンボルマークです。</p>
 <p><b>身体障がい者標識</b> 肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。</p>	<p>見ただけではわからない、 いろいろな方がいます。</p>	
 <p><b>けんほじょ犬マーク</b> 身体障がい者のほじょ犬同伴の啓発のためのマークです。</p>	 <p><b>視覚障がい者マーク</b> 視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。</p>	 <p><b>ハートプラスマーク</b> 「身体内部に障がいを持つ人」を表すマークです。</p>
		 <p><b>オストメイトマーク</b> 人工肛門・人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることを表しています。</p>

## II 雇用・就労の状況

### 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、法律に基づき以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければならないこととされています(なお、平成18年4月からは法律の改正により、精神障がい者も「みなし雇用率」の算定対象となっています。また、平成30年度からは、精神障がい者の雇用を義務化し、法定雇用率の算定基礎に加えることが決まっています)。それによって雇用率は以下のように変わります。

表9 障がい者の雇用率

対象	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2%	2.3%
特殊法人等	2.5%	2.6%
国及び地方公共団体	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4%	2.5%

## 1 雇用の状況

### (1) 村内事業所における障がい者の雇用状況(推移)

村内事業所における障がい者の雇用は、令和元年6月1日付調査で5事業所20.5人となっており、平成30年度と比べると雇用が減少しています。

表10 村内事業所における障がい者の雇用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
雇用障がい者数(人)	22	21	21	23	20.5
雇用事業所数(社)	6	6	5	5	5

[資料:北海道労働局雇用対策課6月1日付調査より]

\* 雇用障がい者数:重度障がい者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしています。

また、短時間労働の障がい者(週20時間以上、30時間未満)を0.5人、短時間労働の重度障がい者を1人としてカウントしています。

## (2) 中札内村役場における障がい者の雇用状況

中札内村役場における障がい者の雇用は、令和2年11月末現在で1人となっており、法定雇用率を満たせていません。

表 12 中札内村役場における障がい者の雇用状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
職員数(人) ①		86	83	85	116	136
障がい者数	身体障がい者(人) ②	2	1	1	1	1
	知的障がい者(人) ③	0	0	0	0	0
	精神障がい者(人) ④	0	0	0	0	0
	計(人) ⑤ (②+③+④)	2	1	1	1	1
実雇用率(%) (⑤÷①)×100		2.33	1.20	1.18	0.86	0.74

[資料:総務課調べ]

\*法定雇用率:「障がい者の雇用の促進等に関する法律」では、地方公共団体は2.5%となっています。

これを人数の割合に直すと、40人以上規模の会社で雇用義務が発生します。

本村の場合は、令和2年度の実雇用率は0.74%ですが、職員数136人×2.5% = 3.4人

となり、端数は切り捨てとなりますので3人以上の雇いで法定雇用率を満たすことになります。

## 2 高等養護学校等卒業者の進路動向

高等養護学校卒業者の進路動向については、大きく「就職」「入所施設」「通所施設」「その他(家事従事など)」に分かれます。

本村には、中学校の特別支援学級や養護学校を卒業した知的に障がいのある生徒が進学する「北海道中札内高等養護学校」が、昭和58年に開校しています(令和2年11月現在の生徒数は106人で、そのうち本村出身者は1人)。近年の卒業者の進路動向をみると、就職者数は減少していますが、通所施設利用者の中では雇用契約を結んで働く「就労継続A型」を利用する方が微増しています。

表 13 高等養護学校卒業者の進路動向

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
就職(人)	9	17	17	14	10
入所施設(人)	3	2	0	0	0
通所施設(人)	26	24	23	24	20
その他(人)	0	0	1	4	1
卒業生計(人)	38	43	41	42	31

(通所施設中、就労継続支援A型通所者数)

就労継続A型	6	1	1	5	3
--------	---	---	---	---	---

[資料:中札内高等養護学校調べ]

※就労継続支援A型事業所へ通所する方は雇用契約を結びますが、通所施設にカウントしています。

### Ⅲ 障がい者福祉サービス利用の状況

障がい者又は障がい児（以下、「障がい者等」とします）を対象にした福祉サービスの推移について、平成28年度からの在宅サービス、施設サービスの利用実績（量）と、その他の事業について事業内容をまとめました。

本村では、新たに障がい者手帳を取得した方等へ各種福祉サービスについてまとめたチラシを配布し、各種サービスの周知とその普及・啓発に努めています。

#### 1 在宅サービス利用の状況

村の在宅サービス提供事業所には、NPO法人「夢といろ」があり、居宅介護（ホームヘルプ）を実施しています。また、身体障がい者のショートステイ（短期入所）に関しては、村にサービスを提供している事業所がないため、社会福祉法人「ポロシリ福祉会」へ依頼し、村の独自施策として実施しています。

##### （1）居宅介護（ホームヘルプ）、行動援護、重度訪問介護

令和2年11月末におけるホームヘルプ（居宅介護）利用者は身体障がい者1人、知的障がい者2人、精神障がい者1人が利用中で、今後利用者の増加が見込まれます。

表 14 居宅介護の利用状況

			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年11月末
身体介護	身体障がい者	利用実人数(人/月)	1	2	2	2	1
		利用時間(年間)	312.5	424.5	587	228	116
		1人あたり利用時間(利用月)	26	19.3	45.2	17.5	14.5
	知的障がい者	利用実人数(人/月)	0	0	0	0	0
		利用時間(年間)	0	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	0	0	0	0	0
	精神障がい者	利用実人数(人/月)	0	0	0	0	0
		利用時間(年間)	0	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	0	0	0	0	0
	障がい児	利用実人数(人/月)	1	0	0	0	0
		利用時間(年間)	4.5	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	4.5	0	0	0	0
家事援助	身体障がい者	利用実人数(人/月)	0	0	0	0	0
		利用時間(年間)	0	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	0	0	0	0	0
	知的障がい者	利用実人数(人/月)	2	3	3	2	2
		利用時間(年間)	77	113	115.75	142.25	120.5
		1人あたり利用時間(利用月)	5.1	6.3	4.3	5.9	6.7
	精神障がい者	利用実人数(人/月)	2	2	1	1	1
		利用時間(年間)	239.5	209	140.5	146.5	94
		1人あたり利用時間(利用月)	10	13.1	11.7	12.2	11.8
	障がい児	利用実人数(人/月)	0	0	0	0	0
		利用時間(年間)	0	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	0	0	0	0	0

行動援護については、平成28年度から1人の利用があり、今後も一定の利用が見込まれます。

表 15 行動援護の利用状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年11月末	
行動援護	身体障がい者	利用実人数(人/月)	1	1	1	1	
		利用時間(年間)	4.5	185	210	210	110
		1人あたり利用時間(利用月)	2.3	15.4	17.5	17.5	12.2
	知的障がい者	利用実人数(人/月)	0	0	0	0	0
		利用時間(年間)	0	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	0	0	0	0	0
	精神障がい者	利用実人数(人/月)	0	0	0	0	0
		利用時間(年間)	0	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	0	0	0	0	0
	障がい児	利用実人数(人/月)	1	0	0	0	0
		利用時間(年間)	114.5	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	11.5	0	0	0	0

重度訪問介護は、平成28年度に初めて利用がありました。本人との意思疎通や身の回りの世話全般や見守りを含む支援であるため、利用時間数が長くなっています。今後も継続した利用が見込まれます。

表 16 重度訪問介護の利用状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年11月末	
重度訪問介護	身体障がい者	利用実人数(人/月)	1	1	1	2	1
		利用時間(年間)	1371	4503.5	7444	5883.5	4623.5
		1人あたり利用時間(利用月)	228.5	375.3	620.3	452.6	513.7
	知的障がい者	利用実人数(人/月)	0	0	0	0	0
		利用時間(年間)	0	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	0	0	0	0	0
	精神障がい者	利用実人数(人/月)	0	0	0	0	0
		利用時間(年間)	0	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	0	0	0	0	0
	障がい児	利用実人数(人/月)	0	0	0	0	0
		利用時間(年間)	0	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	0	0	0	0	0

## (2) 移動支援（地域生活支援事業）

移動支援は、平成29年、30年に利用が増加しましたが、その後は利用者が減少しています。

表 17 移動支援の利用状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年11月末	
移動 支 援	身体障がい者	利用実人数(人/月)	1	2	2	1	0
		利用時間(年間)	9.5	140	90.5	25	0
		1人あたり利用時間(利用月)	9.5	11.7	9.1	3.6	0
	知的障がい者	利用実人数(人/月)	1	1	1	1	1
		利用時間(年間)	150.5	114	128	145	4.5
		1人あたり利用時間(利用月)	12.5	9.5	10.7	12.1	4.5
	精神障がい者	利用実人数(人/月)	0	0	0	0	0
		利用時間(年間)	0	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	0	0	0	0	0
	障がい児	利用実人数(人/月)	0	0	0	0	0
		利用時間(年間)	0	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	0	0	0	0	0

## (3) ショートステイ（短期入所）

身体障がい者のショートステイは、独自施策として村内の老人福祉施設を利用する形で実施していますが、令和元年度からは利用がありません。

表 18 ショートステイの利用状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年11月末
身体障がい者 (村の独自施策)	利用実人数(人)	1	1	1	0	0
	利用日数(年間)	27	76	56	0	0
	1人あたり利用日数(利用月)	6.8	10.9	7.0	0	0
知的障がい者	利用実人数(人)	0	0	0	0	0
	利用日数(年間)	0	0	0	0	0
	1人あたり利用日数(利用月)	0	0	0	0	0

## 2 通所サービス利用の状況

令和2年11月末現在、中札内村の方が利用されている通所サービスには、就労継続支援、就労移行支援などの訓練等給付（帯広市、幕別町、更別村、中札内村）と、地域生活支援事業の日中一時支援（帯広市）、地域活動支援センターへの通所（帯広市）などがあります。また身体障がい者のデイサービスに関しては、社会福祉法人「ポロシリ福祉会」へ依頼し、村の独自施策として実施しています。

### （1）訓練等給付（就労継続支援、就労移行支援）

訓練等給付のサービス利用者は年々増加しており、平成28年度では就労移行支援、就労継続支援合わせて13人の利用がありましたが、令和2年11月末時点では18人に増えています。

就労移行支援は、期間を2年と区切り、一般就労（就職）を目指す訓練です。就労継続支援B型事業所は利用の際に雇用契約を結びませんが、就労継続支援A型事業所では雇用契約を結び最低賃金を支払うのが特徴です。

村外の施設へ通所する方には交通費の半額助成を行なっています。

表 19 訓練等給付の利用状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年11月末
身体障がい者	就労移行支援(人)	0	1	1	0	1
	就労継続支援A型(人)	0	0	0	0	0
	就労継続支援B型(人)	0	0	0	0	1
知的障がい者	就労移行支援(人)	1	1	1	2	2
	就労継続支援A型(人)	2	2	2	3	4
	就労継続支援B型(人)	3	3	4	4	4
精神障がい者	就労移行支援(人)	1	1	0	1	0
	就労継続支援A型(人)	3	4	6	3	4
	就労継続支援B型(人)	3	5	2	3	2
計		13	17	16	16	18

### （2）日中一時支援（地域生活支援事業）

日中一時支援は、日中活動の場を提供し在宅の障がい児・者及びその家族の介護の負担の軽減を図ります。村内に事業所がないため、帯広市の事業所を利用しており、事業所の送迎もしくは家族の送迎により利用をしています。平成28年度から現在まで、利用者数はほぼ横ばいとなっており、今後も一定の利用が見込まれます。

表 20 日中一時支援の利用状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年11月末
身体障がい者(人)	2	1	1	1	1
知的障がい者(人)	2	2	1	2	0
障がい児(人)	3	4	4	5	4
計	7	7	6	8	5

### (3) 地域活動支援センター（地域生活支援事業）

障がい者に創作的活動、生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する通所施設です。村内には事業所がないため、利用者は帯広市の事業所へ通所しており、交通費の半額助成を行なっています。

表 21 地域活動支援センターの利用状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年11月末
知的障がい者(人)	0	0	0	0	0
精神障がい者(人)	1	2	2	1	1
計	1	2	2	1	1

### (4) デイサービス（村の独自施策）

デイサービスは、ショートステイと同様に独自施策として村内の老人福祉施設を利用する形で実施していますが、令和元年度からは利用がありません。

表 22 デイサービスの利用状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年11月末
身体障がい者 (村の独自事業)	利用実人数(人/月)	1	1	1	0	0
	利用日数(年間)	84	74	84	0	0
	1人あたり利用日数(利用月)	7	6.2	7.0	0	0

## 3 居住系サービス利用の状況

村からの十勝管内、管外の施設入所支援利用者は令和2年度11月末現在で9人、グループホーム（共同生活援助）利用者は9人となっています。どちらも利用数は横ばいとなっており、今後も継続した利用が見込まれます。

## (1) 施設入所支援

表 23 施設入所支援の利用状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年11月末
身体障がい者(人)	1	1	1	1	1
知的障がい者(人)	10	9	8	8	8

## (2) グループホーム(共同生活援助)

表 24 グループホームの利用状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年11月末
知的障がい者(人)	6	6	6	6	5
精神障がい者(人)	3	3	4	3	2
身体障がい者(人)	1	1	1	2	2

### 村内の障がい者施設

村内では、社会福祉法人「ポロシリ福祉会」が障がい者支援施設・グループホームを運営しています。令和2年度現在、ひばり荘の建替えを進めており、今後はかしわ荘の移転、建替えを計画しています。また、中札内のぞみ園は築35年が経過し、建替えまたは改築を望む声があがっています。

表 25 村内施設の状況

名称	区分	入所定員(人)	運営主体
中札内みのり園	障がい者支援施設(施設入所支援、生活介護、短期入所)	40	社会福祉法人 ポロシリ福祉会
中札内のぞみ園	障がい者支援施設(施設入所支援、生活介護)	40	
ひばり荘	グループホーム(共同生活援助)	6	
かしわ荘	グループホーム(共同生活援助)	5	
さくら荘	グループホーム(共同生活援助)	6	

(令和2年11月末現在)

## 4 障がい児通所支援利用の状況

現在利用されている障がい児通所支援には、児童発達支援と放課後等デイサービスがあります。児童発達支援では、日常生活における基本的な動作や、知識技能の獲得の支援をします。放課後等デイサービスは、放課後等の居場所の提供と療育支援を行いません。

中札内村では、「南十勝こども発達支援センターむうく」の他、帯広市の障がい児通所支援事業所が利用されており、利用者数は徐々に増加しています。

表 26 障がい児通所支援の利用状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年11月末
障がい児通所支援	児童発達支援(人)	0	1	1	2	1
	放課後等デイサービス(人)	3	3	1	4	6

### 発達障がい施設

発達障がい施設等は村内にはなく、村外の共同運営施設を利用しています。令和2年11月末時点では、大樹町の南十勝こども発達支援センターむうくに、乳幼児5人、小学生7人、中学生1人が通所しています。通所は遠距離のため、通所費、利用料の半額を助成しています。

表 27 施設サービスの利用状況(障がい児)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年11月末
発達障がい	こども発達支援センターむうく(人)	24	25	21	27	15
	乳幼児(人)	5	10	10	14	8
	小学生(人)	19	14	10	12	6
	中学生(人)	0	1	1	1	1

[資料:南十勝こども発達支援センター 通所実績より]

## 5 計画相談支援利用の状況

平成24年の自立支援法の一部改正により、障がい福祉サービスを利用するすべての方に対しサービス等利用計画を作成することとなり、計画相談またはセルフプランによって計画作成をしています。中札内村には、中札内みのり園と、村直営の基幹相談支援センターの2つの指定特定相談支援事業所があり、また村外の福祉サービスを利用されている方には、近郊の相談支援事業所を紹介するなど、サービス等利用計画作成（計画相談支援）を進めています。

表 28 計画相談支援の利用状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年11月末
計画相談支援(人)	21	20	22	29	29
介護保険ケアプラン(人)	1	1	1	2	1
セルフプラン(人)	16	18	20	17	19
計	38	39	43	48	49

## 6 その他の主なサービス

### (1) 補装具の交付・修理（自立支援給付）

対象者 身体障がい者手帳を所有している障がい児及び障がい者の方。

内容 身体障がい者手帳に記載されている障がいの段階に応じて補装具を交付又は修理を行う。

世帯の構成員の課税状況により負担基準月額を決定し給付。

主なもの 義肢・義足・義眼・補聴器・車いす・電動車いす・歩行器、歩行補助杖など。

## IV 障がい者に関わる事業

障害者総合支援法に基づく各種の支援策のほかに、利用者の特性や多様なニーズに対応するために村の独自のサービスや国・道からの補助金を受けて実施している事業を有効的に活用して、障がい者(児)の地域での生活を支援していきます。

事業の実施にあたっては、関係団体・社会福祉法人・援護市町村等との協議を進め、利用者個々の状況やニーズに対応した柔軟な形態や運用を図っていきます。

### 1 村単独事業（村負担）

#### (1) 福祉移送サービス事業

対象者 身体障がい者手帳の1・2級に該当する方及び療育手帳のA判定・精神障がい者保健福祉手帳の1・2級に該当する方で公共交通機関を利用することが困難な方。

内容 村内での通院や買物・各種の行事への参加などのための送迎を無料で実施。なお、会員登録が必要で利用の2日前までに予約が必要。

利用限度 年間120回（片道）を限度とし1回の利用時間は45分以内。

#### (2) 通院タクシー交通費助成事業

対象者 身体障がい者手帳の1・2級に該当する方及び3級以上の聴覚障がい者の方で公共交通機関を利用して通院することが困難な方。

療育手帳のA判定・精神障がい者保健福祉手帳の1・2級に該当する方で単独での移動が困難で単独での公共交通機関の利用が困難な方。

人工透析等の通院で公共交通機関の利用が困難な方。

内容 1回の助成額は、医療機関までの片道1回のタクシー料金の2分の1の額（100円未満切捨て）で、寝台・車いす車両の利用の場合は3分の2の額を助成。

助成の限度は月4回で、人工透析等通院者は週6回を限度とする。

### **(3) 心身障がい児療育施設通園交通費等助成事業**

- 対 象 者 機能回復等療育訓練のための療育施設に通園する障がい児。  
南十勝こども発達支援センター・児童発達支援、放課後等デイサービス等の通所施設。
- 内 容 施設利用料の助成額 2分の1の額（10円未満切捨て）。  
交通費の助成額 施設までの公共交通機関利用料の2分の1の額（10円未満切捨て）。自家用車で送迎している場合も同額を助成。

### **(4) 在宅障がい者通所施設交通費助成事業**

- 対 象 者 在宅の精神障がい者及び知的障がい者並びに身体障がい者の方で、社会復帰を目的とし通所施設へ通所している方。
- 内 容 交通費の助成額 施設までの公共交通機関利用料の2分の1の額（10円未満切捨て）。自家用車で送迎している場合も同額を助成。

### **(5) 心身障がい児・者生活支援事業**

- 対 象 者 在宅の重度の心身障がい児・者の方。
- 内 容 生活支援事業（デイサービス事業・ショートステイ事業）の利用。  
利用者負担は、身体障害者福祉法施行細則第16条第2項及び知的障害者福祉法施行細則第29条に規定されている費用を負担。

## **2 地域生活支援事業（国1／2、道1／4、村1／4負担事業）**

### **(1) 相談支援事業**

- 対 象 者 障害者総合支援法に基づく障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う方。
- 内 容 障がい児・者の方が自立した日常生活・社会生活を営むことのできるよう福祉サービスの利用の相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行う。利用者の負担は無料。

### **(2) 成年後見制度利用支援事業**

- 対 象 者 障害者総合支援法に基づく障がい者等。
- 内 容 成年後見制度の説明や申立てに対する関係機関の紹介。  
報酬の全部又は一部を助成。入所施設等により月額上限額を設定。

### (3) 理解促進研修・啓発事業

- 対 象 者 中札内村及び近郊の住民（障がい当事者、家族含む）、障がい支援関係者など
- 内 容 住民の障がい者福祉に関する理解が促進するよう、一定のテーマを定めて、研修、講演会を開催する。

### (4) コミュニケーション支援事業

- 対 象 者 障害者総合支援法に基づく、聴覚・言語機能・音声機能その他の障がいのため意思疎通に支障のある障がい者及び障がい児の方。
- 内 容 障がい児・者が他の者と意思疎通を図るための手話通訳者等の派遣。  
利用者の負担は無料。

### (5) 日常生活用具給付等事業

- 対 象 者 障害者総合支援法に基づく在宅の重度身体障がい児・者及び知的障がい児・者並びに精神障がい者の方。
- 内 容 自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与。  
福祉サービスの利用料金と地域生活支援事業の費用負担を合算した額が次の月額負担上限額を超える部分を減免。
- |          |         |         |
|----------|---------|---------|
| 村民税非課税世帯 | 月額負担上限額 | 0円      |
| 村民税課税世帯  | 月額負担上限額 | 37,200円 |
- 主なもの 特殊寝台・入浴補助具・ポータブルトイレ・頭部保護帽・歩行支援用具・酸素ボンベ運搬車・点字器・吸入器・たん吸引機・ストマ装具（人工肛門・人工膀胱の補装具）・紙おむつ・収尿器・住宅改修費など。

### (6) 移動支援事業

- 対 象 者 屋外での移動に困難のある聴覚障がい児・者及び両上肢・両下肢の機能の障がいを持つ者並びに知的障がい児・者、精神障がい者の方。
- 内 容 外出の際の移動の介護を行う。  
個別支援型とグループ支援型の2つの事業。  
個別支援型 マンツーマンでの支援。  
グループ支援型 複数の方への同時支援。  
利用者負担 原則1割負担。  
福祉サービスの利用料金と地域生活支援事業の費用負担を合算した額が次の月額負担上限額を超える部分を減免。
- |          |         |         |
|----------|---------|---------|
| 村民税非課税世帯 | 月額負担上限額 | 0円      |
| 村民税課税世帯  | 月額負担上限額 | 37,200円 |

### (7) 日中一時支援事業

対象者 障害者総合支援法に基づく、心身障がい児・者の方の家族及び日常的に介護している保護者。

内容 心身障がい児・者の日中の活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している保護者の一時的な休息時間を確保し、身体的・精神的な軽減を図る。

利用者負担 原則1割負担。

福祉サービスの利用料金と地域生活支援事業の費用負担を合算した額が次の月額負担上限額を超える部分を減免。

村民税非課税世帯 月額負担上限額 0円

村民税課税世帯 月額負担上限額 37,200円

### (8) 地域活動支援センター事業

対象者 障害者総合支援法に基づく、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者及び特定疾患医療受給者証の交付を受けている方。

内容 創作的活動又は生産活動の機会を提供する地域活動支援センターに通所することによって、職業訓練・社会参加及び地域社会との交流の促進を図る。

利用者の負担は無料。

## 3 社会福祉協議会事業（障がい者に関わる事業のみ抜粋）

### (1) 給食サービス事業

対象者 障がい者世帯の方等。

内容 週5回の夕食の宅配。（利用者負担半額）

### (2) 紙おむつ等購入助成事業

対象者 身体障がい者手帳の1・2級に該当する方等。

内容 紙おむつの購入代金の2分の1を助成。

### (3) 福祉機器貸出事業

対象者 身体障がい者で介護保険の適用を受けていない方等。

内容 ギャッチベット・エアーマット・車いす・ヘルシーカーを貸出。

利用者負担 ギャッチベット 1ヶ月 500円

エアーマット 1ヶ月 300円

車いす 1ヶ月 300円

ヘルシーカー 1ヶ月 200円（令和3年度から）

#### **(4) 除雪サービス事業**

対象者 身体障がい者手帳の1・2・3級に該当する世帯等。

内容 おおむね15cm以上の降雪時、緊急時に対応できる程度の生活道路の除雪を行う。  
利用者の負担は無料。

#### **(5) 住宅環境整備事業**

対象者 障がい者世帯等。

内容 年末の窓拭き・部屋の掃除・蛍光灯の取替など。  
利用者の負担は無料。

#### **(6) 日常生活自立支援事業**

対象者 障がい者の方等。

内容 登録されている生活指導員が、本人に代わり福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの預かりを行う。  
利用者の負担は1回1,200円。(交通費実費分)

#### **(7) 住民参加型移動支援サービス事業**

対象者 65歳以上で一人暮らしまたは高齢夫婦世帯の方等。

※障がいがある方も条件を満たす場合、サービスを利用できます。

内容 令和2年から開始したサービス。医療機関の受診や入退院の際に、村民の自家用車を利用し送迎を行う。  
利用者の負担は大正・更別村100円、帯広市400円、音更町500円。

## 第3章 令和5年度の目標値

障がい者等の自立支援のため、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題について、施設入所者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、令和5年度を目標年度とする数値目標を設定します。

この後に示す目標値は、あくまでも中札内村が援護している障がいのある方（施設に入所等のため、他市町村から転入して中札内村に住所のある方ではありません）で、居宅の障がいのある方及び施設入所（村内の施設及び村外の施設）の障がいのある方の目標値を設定したもので、本村にある2つの障がい者施設に入所されている他市町村の障がいのある方（居住地特例の方※）の数値は含んでいません。

また、これらの目標値は、現在の制度の下での数値であり、制度の改正等があった場合には、これらの数値も見直しが必要となる場合もあります。

（※）居住地特例：施設等がある市町村の支給決定事務や費用負担が過大にならないよう、居住地原則の例外として、施設等の入所・入居者については、入所する前に居住していた市町村が支給決定及び給付の実施主体として取り扱うこととされています（障害者総合支援法 第19条第3項）。

### I 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行（入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、下宿などへ移行すること）を目指します。

#### 目標

令和2年11月末の福祉施設の入所者数9人中、1の方が、令和5年度末の段階で地域生活に移行することを目標とします。

表 29 施設入所から地域生活への移行目標

施設入所者数	9人	令和2年11月30日の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	1人	施設入所者数の約2.4%（道目標値）

## II 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

地域生活への移行（精神科病院に入院されている方の退院を促進し、地域生活へ移行すること）を目指します。（中札内村の方では、現在精神科病院に入院されている方の全体数は把握していません。）

表 30 入院中の精神障がい者の地域生活への移行目標(国、北海道)

	割合	目標設定の根拠(考え方)
入院後3か月時点の退院率	69%	道目標値
入院後6か月時点の退院率	86%	道目標値
入院後1年時点の退院率	92%	道目標値

## III 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業等を通じて、障がい者の福祉施設から一般就労（一般企業への就職、在宅就労）への移行拡大を目指します。

### 目標

令和5年度までに入所施設を退所される方が、一般就労されることを令和5年度末の目標とします。

表 31 一般就労への移行目標

	人数	目標設定の根拠(考え方)
令和5年度の年間一般就労者数	1人	令和5年度までに施設を退所される方が、一般就労をされることを目標とする。

## IV 村の施設入所者の地域生活への移行と一般就労への移行

本村には、障がい者支援施設があり、障がい支援区分や本人の希望により地域への移行をされる方へ、作業を提供するなどの支援を検討します。現在、職場実習として月4回、グループホーム在住の方5名、地域にお住まいの方1名の軽作業（広報折込や資源ごみ分別、清掃活動）を実施しています。

具体的な取り組みは、社会福祉法人「ポロシリ福祉会」や、居住地特例で入所している方の支援施設と協議し進めていきます。

## V 地域生活支援拠点の整備

障がいのある人の自立支援のため、施設や病院からの地域生活移行や地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人を地域全体で支えるシステムを実現するための地域生活の拠点づくりを進めることが必要とされています。

地域生活支援の拠点については、地域生活移行や親元からの自立等に関する相談、一人暮らしのための体験の機会や場の提供、ショートステイを活用した緊急時の受け入れ、支える人材の確保や専門性向上、コーディネーターの配置などの地域の体制づくりといった機能が必要です。

北海道では、地域生活支援拠点については、すべての市町村に整備することを目標としますが、北海道の広域性を考慮し、第5期計画期間中（平成30年～令和2年度）においては、21の障がい保健福祉圏域内に1箇所ずつの整備とすとしてきました。十勝圏域では、本別町に本別総合ケアセンターが設置され、音更町、士幌町、鹿追町の3町共同設置で音更町障がい者基幹相談支援センターが設置されています。

中札内村においては、他の市町村との広域的な拠点整備の方法を含め地域の実情を加味しながら、設置の可能性について北海道及び近隣市町村、特に南十勝4町村での協議を重ねていきます。

また、各障がいの啓発活動として学習会を開催し、村民のみなさまに障がいに関する理解を深めていただくとともに、将来的には地域交流の場等の設置を検討します。

## 第4章 各種サービスの見込量及び見込量確保のための方策等

障害者総合支援法では、これまでの福祉施設や事業体系が、障がい種別にかかわらず共通の「事業」の単位に見直されて、大きく自立支援給付[介護給付(介護に係る個別給付)、訓練等給付(訓練に係る個別給付)等]と地域生活支援事業(地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業体系)の2つに再編されています。

本章では、各年度の障がい福祉サービス、地域生活支援事業について種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量の確保のための方策について整理します。

図4 障がい福祉サービスの体系

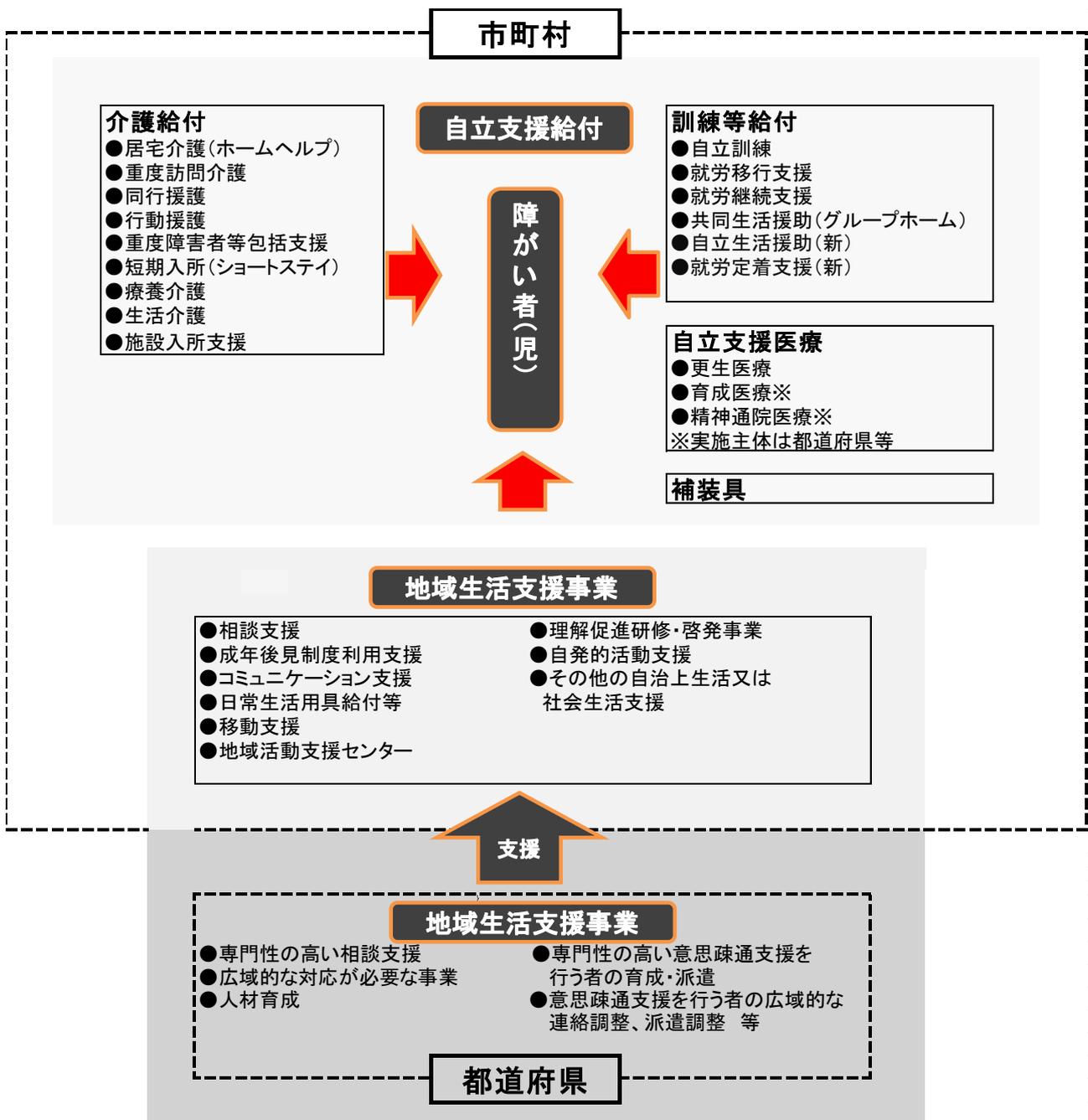


図5 福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

## 介護給付

① 居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
② 重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
③ 同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆、代読を含む)移動の援護等の外出支援を行います。
④ 行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避する為に必要な支援や外出支援を行います。
⑤ 重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
⑥ 短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑦ 療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常の支援を行います。
⑧ 生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は、生産活動の機会を提供します。
⑨ 障がい者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

## 訓練等給付

① 自立訓練	自立した日常生活又は、社会生活ができるよう一定時間、身体機能又は生活能力の向上の為に必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
② 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
③ 就労継続支援(A型＝雇用型、B型＝非雇用型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上の為に必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
④ 共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が限定されている方にはサービスも提供します。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応える為に、サテライト型住居があります。
⑤ 自立生活援助(新)	居宅において生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。
⑥ 就労定着支援(新)	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(以下「就労移行支援等」という。)を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

## 地域生活支援

① 移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
② 地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
③ 福祉ホーム	住居を必要としている人に低額な料金で、居空等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

# I 障がい福祉サービス

ここでは、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、自立生活援助、就労定着支援）のうち、本村で実施が見込まれるサービスについて、居宅介護等の「在宅サービス」、昼間のサービスとしての「日中活動系サービス」、夜間のサービスとしての「居住系サービス」、その他のサービスとして「補装具」の4区分別にサービスの見込量及び見込量の確保のための方策等を整理します。

## 1 在宅サービス

利用者の実態に合わせた支援を行うため、サービスの提供形態により短時間での集中的なサービス（身体介護・家事援助）を提供します。

### (1) 居宅介護（ホームヘルプ）

障がい者等の家で、入浴、排せつ及び食事などの介護や調理、洗濯及び掃除などの家事、並びに生活などに関する相談、助言、そのほか生活全般にわたる援助を行うサービスです。

- 対象者 ・障がい支援区分1以上（ただし、身体介護を伴う通院介助の対象者の判断基準は、障がい支援区分2以上であり、障がい支援区分の認定調査項目で「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか一つ以上に認定されている方）

### (2) 行動援護

重度の知的障がい又は精神障がいにより、行動が著しく困難な障がい者等で、常時介護を必要とする方に対して、行動する際の危険を回避するために必要な手助けや、外出時での移動中の介護などを行うサービスです。

- 対象者 ・障がい支援区分3以上で、障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が8点以上である方

### (3) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する方に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

- 対象者 ・障がい支援区分4以上で、二肢以上に麻痺があり、認定調査項目の「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外の方
- ・障害支援区分が4以上で、認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である方

## 見込量

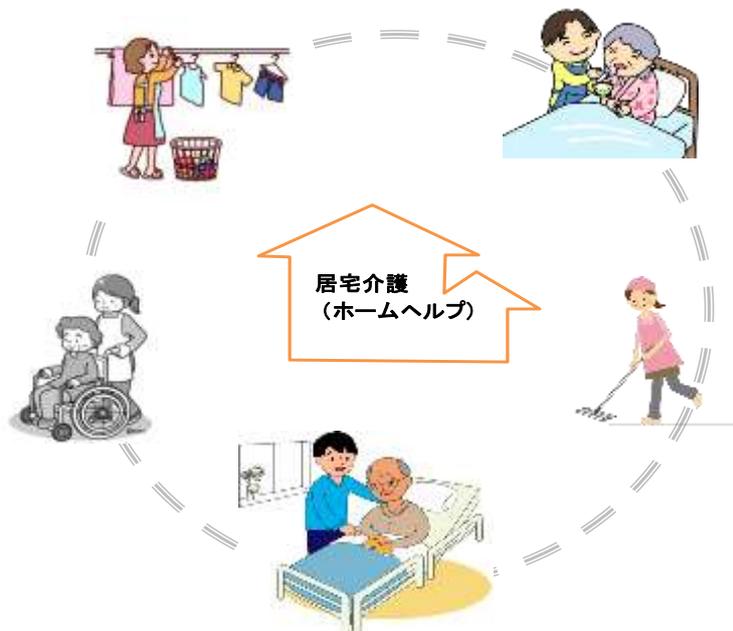
令和2年度に入ってからの実績値の平均利用時間をもとに、今後の伸びを考慮した利用時間数を見込みました。

表 3 2 訪問系サービスの見込量

訪問系サービスの見込量		(1ヶ月当たり)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居宅介護(時間)	45	45	45	
行動援護(時間)	15	15	15	
重度訪問介護(時間)	600	600	600	

## 確保のための方策

令和2年11月末現在、居宅介護のサービス提供事業所は村内1か所となっていますが、行動援護、重度訪問介護については、帯広の事業所を利用しています。今後も村内のみならず、利用希望増に対応し、近隣市町村のサービス提供事業所を利用する調整なども必要です。



#### (4) 短期入所(ショートステイ)

障がい者等を介護している家族が、病気などにより介護が困難となったときに、障がい者支援施設等への短期間入所により入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援を提供するサービスです。家族の介護負担軽減も図ります。

- 対象者 ・障がい支援区分1以上
- ・障がい児の障がいの程度により厚生労働大臣が定める区分での区分1以上に該当する障がい児

### 見込量

令和2年11月末までの障害福祉サービスでの短期入所利用はありませんでしたが、不測の事態等を考慮し、利用人数を1名と見込みました。

表 33 短期入所の見込量

短期入所の見込量	(1ヶ月当たり)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所(人)	1	1	1

### 確保のための方策

現在、村内のサービス提供事業所1か所含めて、十勝管内の事業所は38か所あり、サービスの確保は可能と考えます。

## 2 日中活動系サービス

地域と自然に交流して生活ができるよう、日中活動系サービスでは、地域生活への移行を推進する訓練等給付や、常時介護が必要な障がいを持つ方への通所サービスなど、さまざまなサービスがあります。

### (1) 生活介護

常時介護が必要な障がいを持つ方に、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動や創作的活動の機会の提供などを行うサービスです。施設入所されている方が日中に利用することの多いサービスです。

- 対象者 ・常時介護が必要な障がい者で、障がい支援区分3（障がい者支援施設に入所する場合は区分4）以上、50歳以上の場合は区分2（障がい者支援施設に入所する場合は区分3）以上に該当する方

## 見込量

令和2年11月末の実績を考慮して、利用者数を見込みました。

表 3 4 生活介護の見込量

生活介護の見込量		(1ヶ月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用日数(人)	308(14)	308(14)	308(14)

\*1人1か月22日が標準的利用日数となります。

## 確保のための方策

施設入所者を中心に令和3年度以降も利用者が見込まれることから、サービスの提供体制を確保してまいります。

### (2) 自立訓練（生活訓練）

知的障がいまたは精神障がいを有する障がい者が、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通い、又は居宅を訪問して行なわれる、入浴、排せつ、及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援。

- 対象者 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な地的障がい者、精神障がい者（具体的には次のような例）
  - ① 入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方
  - ② 特別支援学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方

## 見込量

現在、利用されている方はいらっしゃいませんが、今後の利用を予測し1名を見込みました。

表 3 5 機能訓練の見込量

自立訓練の見込量		(1ヶ月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練	利用日数(人)	1(1)	1(1)	1(1)

## 確保のための方策

現在、利用されている方はいらっしゃいませんが、今後の利用増を想定して近隣市町村でサービスが確保できるよう、情報収集等の準備をしていきます。

### (3) 就労移行支援

企業等での一般就労を希望する障がい者に対して、必要な知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、一人ひとりの適性に合った職場で仕事につけるよう支援を実施するサービスです。利用期間は2年間です。

- 対象者 ・65歳未満で、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上、企業等との調整を行うことにより、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる方（企業等への就労を希望する方、技術を習得し在宅で就労・起業を希望する方）

## 見込量

令和2年11月末の施設の利用者数をもとに、就労移行支援の対象者と見込まれる方の人数と、平均利用日数（22日と想定）を乗じて見込みました。

表 36 就労移行支援の見込量

就労移行支援の見込量	(1ヶ月当たり)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援 利用日数(人)	22(1)	22(1)	22(1)

## 確保のための方策

就労移行支援事業所は村内にはありませんが、近隣市町村には6カ所ありますので、サービスの確保は可能と考えます。

### (4) 就労継続支援（A型）

一般企業等での雇用が困難な方などに就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図ることによって、雇用契約に基づく就労が可能な方の支援を実施するサービスです。

- 対象者 企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方（利用開始時65歳未満の方）

## 見込量

令和2年11月末の状況を考慮した人数に、平均利用日数（22日と想定）を乗じて見込みました。

表 37 就労継続支援（A型）の見込量

就労継続支援(A型)の見込量		(1ヶ月当たり)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
就労継続支援【A型】 利用日数(人)	154(7)	154(7)	154(7)	

## 確保のための方策

現在利用されている7人のうち、6人は村内の事業所へ通所しています。今後も利用増が見込まれることから、村外も含めてサービス事業者と連携し支援できる提供体制を整えていきます。

### (5) 就労継続支援（B型）

一般企業等での雇用が困難な方や一定年齢に達している方などに、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図るための支援を実施するサービスです。

- 対象者
  - ・就労等の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上・維持が期待される方で、利用者本人の状況と利用者本人以外の状況を勘案します。
  - ①就労の経験がある方で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
  - ②就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された方
  - ③上記①②に該当しない方で、50歳に達している方又は障がい基礎年金1級受給者

## 見込量

令和2年11月末の状況を考慮した人数に、平均利用日数（22日と想定）を乗じて見込みました。

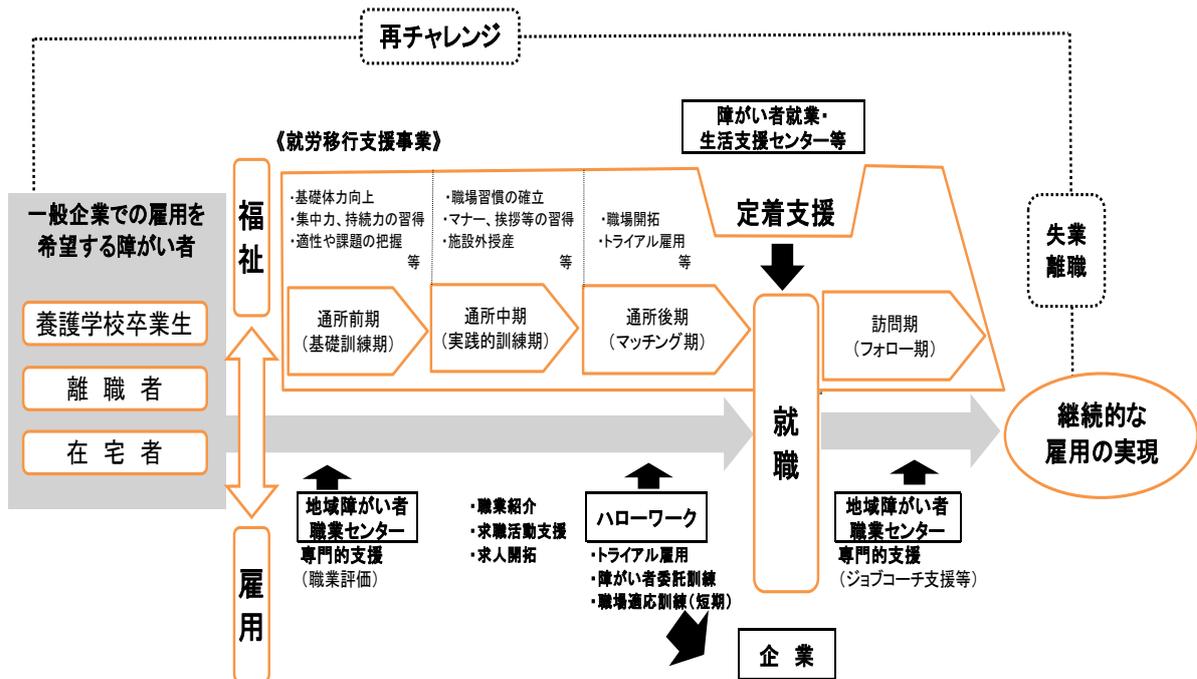
表 38 就労継続支援(B型)の見込量

就労継続支援(B型)の見込量		(1ヶ月当たり)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
就労継続支援【B型】 利用日数(人)	154(7)	154(7)	154(7)	

## 確保のための方策

令和3年度以降も利用者が見込まれることから、サービス事業者と連携し支援できる提供体制を整えていきます。

図 6 雇用(労働施策)との連携による就労支援



## (6) 障がい児支援

障がい児を対象とした施設事業は、これまで施設系は児童福祉法、事業系は障害者総合支援法（児童デイサービス、重症心身障がい児通園事業）に基づき実施されてきましたが、平成24年4月に改正児童福祉法の施行に伴い、児童福祉法に根拠規定が一本化されました。

改正児童福祉法では、これまで障がい種別ごとに実施されてきた支援が、入所による支援と通所による支援に一元化されるとともに、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が新たに創設されました。障がい児支援の強化を踏まえ、発達の遅れや障がいのある子どもに対するサービス提供体制の整備も促進されるため、新しい障がい児支援制度を円滑に実施し、障がい児支援の充実を図ります。

## 見込量

令和2年11月末の状況を考慮した人数に、平均支給日数（15日と想定）を乗じて見込みました。

表 39 障がい児支援の見込量

障がい児サービスの見込量		(1ヶ月当たり)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
児童発達支援 利用日数(人)	15(1)	15(1)	15(1)	
放課後等デイサービス 利用日数(人)	105(7)	105(7)	105(7)	

**確保のための方策**

今後も利用増が見込まれることから、サービス事業者と連携し支援できる提供体制を整えていきます。

図 7 市町村・都道府県における障がい児を対象としたサービス

市町村		
障がい児通所支援	児童発達支援	児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。 様々な障がいがあっても身近な地域で適切な支援が受けられます。
	医療型児童発達支援	① 児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として「地域で生活する障がい児や家族への支援」「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。 ② 児童発達支援事業 通所利用の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場です。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の為に訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
都道府県		
障がい児入所支援	福祉型障がい児入所施設	従来の障がい種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障がい以外の障がいを受け入れた場合に、その障がいに応じた適切な支援を提供します。また、医療型は、このほか医療も提供します。 18歳以上の障がい児施設入所者には、自立(地域生活への移行等)を目指した支援を提供します。
	医療型障がい児入所施設	※重症心身障がい児施設は、重症心身障がいの特性を踏まえ児者一貫した支援の継続を可能とします。 ※現に入所していた者が退所させられないように配慮されます。また、引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なう恐れがあると認める時は、満20歳に達するまで利用することができます。

## (7) 平成30年4月から新設されたサービスについて

平成30年4月から新設された障がい福祉サービスについては以下の2つがあります。以下の2つのサービスについては、今年度1名の利用がありましたが、今後の利用が予測できないため今のところ見込んでおりません。

- ① 自立生活援助…障害者支援施設やグループホームで暮らしていた方が一人暮らしを希望する際、自宅へ訪問し、必要な助言や医療機関との調整を行なう。
- ② 就労定着支援…就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境の変化により課題が生じている方に対し、企業、自宅等への訪問等により生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施する。

## 介護保険制度との適用関係は…

### 介護保険サービスを優先します

介護保険給付と自立支援給付では、給付調整規定に基づき介護保険給付が優先されます。

自立支援給付よりも優先する介護保険法による給付は、介護給付・予防給付・市町村特別給付で、これらの給付が利用できる場合には、介護保険サービスの利用が優先されます。なお、地域支援事業については特に定めがなく、村が適宜判断することとなります。

### 優先の考え方は

サービスの内容や機能から、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合には、介護保険給付を優先することになりますが、障がい者の心身の状況やサービスの利用を必要とする理由は多様で、全て同じように判断することが困難なため、障がい福祉サービスの種類により、そのサービスに相当する介護保険サービスを特定して、介護保険サービスを優先的に利用することとはせず、村で申請時に利用の意向を確認して判断することとなっています。

逆に、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがない場合（「行動援護」「自立訓練(生活訓練)」「就労移行支援」「就労継続支援」等）には、障がい福祉サービスを受けるための介護給付費又は訓練等給付費が支給されます。

### 具体的な事例

- ア) 在宅の障がい者が申請した障がい福祉サービスについて、その市町村が適当と認める支給量が、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスでの介護保険給付の区分支給限度

額の制約のため、介護保険のケアプランでは、介護保険給付のみによってサービスが確保することができないものと認められる場合は、介護給付費又は訓練等給付費を支給することが可能となる。

- イ) 利用が可能な介護保険サービスを提供する事業所又は施設が身近にないか、あっても利用定員に空きがないなど、障がい者が実際に申請した障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合は、その事情が解消するまでの間に限り、介護給付費又は訓練等給付費を支給して差し支えない。
- ウ) 介護保険サービスでの支援が可能な障がい者が、介護保険の要介護認定を受けた結果、非該当と判定された場合など、その介護保険サービスを利用できない場合に、申請による障がい福祉サービスの支援が必要と市町村が認めるときは、介護給付費又は訓練等給付費を支給することが可能である（介護給付費によるサービスについては、必要な障がい支援区分が認定された場合に限る。）。

### 3 居住系サービス

日中に就労又は就労継続支援などのサービスを利用している障がい者に、地域での生活をする住居で、日常生活上の相談、介護などのサービスを提供する場としてのグループホームに加え、介護が必要な方を対象にした入所施設を整備します。

#### (1) 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むことに支障のない障がい者につき、主として夜間、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。平成26年4月より、ケアホーム（共同生活介護）は、グループホーム（共同生活援助）へ一元化されました。

- 対象者** 障がいのある方（身体障がいのある方にあつては、65歳未満の方または65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。）

#### 見込量

令和2年11月末の利用者数を基礎的な人数として、近年の伸びを加味し見込みました。

表 40 共同生活援助の見込量

共同生活援助の見込量		(1ヶ月当たり)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
共同生活援助(人)	9	10	11	

### 確保のための方策

令和2年11月末現在、サービス提供事業所は村内3か所を含め近隣市町村を合わせると41カ所の事業所があります。村内の事業所は基本的にポロシリ福祉会の施設入所者が地域に移行する際に利用しているため、村内にお住いの方がグループホームを利用される際は、近隣市町村の事業所などとも調整を図っていきます。また、令和3年には村内グループホームひばり荘が新築移転することや、かしわ荘の移転・建替えを計画していることから、今後、入居定員が増加して地域の方の利用ができる見込です。

## (2) 施設入所支援

施設に入所する障がい者を対象として、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

- 対象者
  - ・生活介護利用者のうち障がい支援区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）
  - ・自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、入所しながら訓練などを実施することが必要で、効果的であると認められる方、又は地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方など

### 見込量

令和2年11月末の施設入所者数を基礎的な人数として、入所施設の新体系への移行及び入所者個々の状況を考慮して見込みました。

表 41 施設入所支援の見込量

施設入所支援の見込量		(1ヶ月当たり)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
施設入所支援(人)	9	9	8	

### 確保のための方策

入所施設利用者はここ近年では増えておらず、今後も利用希望者が増えず、かつ令和5年度までに1名が地域移行することを見込みました。今後、利用希望者が出た場合は、村内、十勝管内の施設をはじめ、必要に応じて道内各地の施設と調整をし、入所先を確保します。

## 4 補装具

本村では、補装具を必要とされる方の相談窓口として、適切な補装具を利用するための助言を行ない、製作者を選定するにあたって必要となる情報の提供等に努めます。また、これまでは購入だけでしたが、平成30年4月から「借受け」が導入されましたがこれまで利用実績はありません。

### 定 義

補装具は障害者総合支援法第5条第19項に定められており、障がい者等の身体機能を補完し又は代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるもの等で、義肢・装具・車いす、その他厚生労働大臣が定めるものとされていますが、以下の3つの要件をすべて満たすものとなります。

- ① 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障がい個別に対応して設計・加工されたもの
- ② 身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの
- ③ 給付に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書）を要するもの

### 支給の仕組み

補装具費の支給については、障がい福祉サービスでの介護給付費等や自立支援医療費等とは別に、障がい者又は障がい児の保護者が村に申請を行い、村が申請された障がい者等の障がいの状態等からみて補装具が必要と認められる場合に、補装具の購入又は修理に要した費用の支給を行います。

その際、利用者の費用負担が一時的に大きくなるよう、代理受領方式（利用者は事業者に利用者負担額のみを支払う方式）も可能となっています。

### 利用者負担

原則的に利用者負担は1割となりますが、負担が増え過ぎないように上限額を設定するとともに、所得の低い方にはより低い上限を設定します。

また、一定所得以上の場合（本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最も高額な方の納税額が46万円以上の場合）には支給の対象となりません。

## 同時に利用できるサービスの組み合わせ(併給関係)

---

### 併給の考え

原則として、併給できないサービスの組み合わせの特定はせずに、報酬が重複しない利用形態であれば、障がい者の自立を効果的に支援するため、市町村が支給決定時にその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げないこととしています。

### 具体的な運用方

#### ア) 重度訪問介護

同一事業者による身体介護及び家事援助などの居宅介護サービスの利用はできません。ただし、サービス提供事業所が利用者の希望時間帯にサービスを提供できない場合で、他の事業者が提供する場合は可能です。

#### イ) 障がい者支援施設利用者

利用者は、施設入所支援以外の日中活動となる施設障がい福祉サービス（生活介護・自立訓練及び就労移行支援）と併せて利用することになりますが、日中活動サービス以外の障がい福祉サービスについては原則として利用できません。ただし、一時帰宅中の例外があります。

#### ウ) 共同生活援助(グループホーム)の利用者

入居中は居宅介護及び重度訪問介護の利用はできません。（外部サービス利用型に関しては利用可能です）ただし、一時帰宅中の例外があります。

#### カ) 施設入所者又は共同生活住居入所(入居)者

入所(入居)中は短期入所の利用ができません。ただし、一時帰宅中の例外があります。

#### オ) 日中活動サービス

通常、同一種類のサービスを継続して利用することが一般的ですが、障がい者の効果的な支援を行う上で、市町村が特に必要と認める場合には、複数の日中活動サービスの利用が可能です。

#### カ) 重度障がい者等包括支援

障がい福祉サービスを包括的に提供するため、他の障がい福祉サービスの利用はできません。

## II 地域生活支援事業

地域の実情や利用者の特性に応じて、市町村の考え方により柔軟に実施されることが望ましい事業として法律で定められたのが、「地域生活支援事業」です。事業を実施するのは市町村で、実施の形態は「実施主体が直接実施」、「複数の市町村が連携して広域的に実施」、「事業の全部又は一部を団体等に委託して実施」、「社会福祉法人等が行う事業に対して補助する事業」が可能となっているほか、都道府県が地域の実情を勘案して市町村に代わって一部を実施することも可能となっています。財源については、自立支援給付とは異なり、多くのことが市町村の考え方に委ねられていることから、国が各年度の市町村ごとの配分額を定める統合補助金（2分の1以内）、都道府県による補助金（4分の1以内）となっています。

ここでは、市町村が必ず行わなければならない義務的な事業（必須事業）と、市町村が行うことができる事業（その他の事業）に分けて、サービスの見込量及び見込量確保のための方策などを整理します。

図 8 市町村地域生活支援事業(障害者総合支援法第77条)

市町村事業	
内 容	
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>相談支援</b> 障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。 また、(自立支援)協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。</li> <li>● <b>市町村に基幹相談支援センターの設置</b> 地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取り組み等を行います。</li> </ul>
成年後見制度 利用支援	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成します。 また、法人後見の研修等を行います。
意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害の為、意思疎通を図ることに支障がある人と、その他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。 また、意思疎通支援を行う者(手話奉仕員を想定)を養成します。
日常生活用具給付等	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
理解促進研修・啓発	障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援	障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
その他	市町村の判断により、自立した日常生活又は、社会生活を営むために必要な事業を行います。 たとえば、福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業などがあります。

# 1 必須事業

## (1) 相談支援

今までの障がい者等のための相談支援事業は、自ら障がい福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がいのある人など、計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる者とされていましたが、整備法による法改正により、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）が創設されるとともに、障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者に拡大されました。

すべての障がいのある人を対象としたワンストップ（一か所ですべての対応）での相談支援を実現するため、保健師や教育関係者と連携をしながら、幼少期、学齢期からの地域生活支援体制づくりを進めるとともに、中札内村自立支援協議会の機能強化を図り、地域における関係機関のネットワークの充実を図ります。

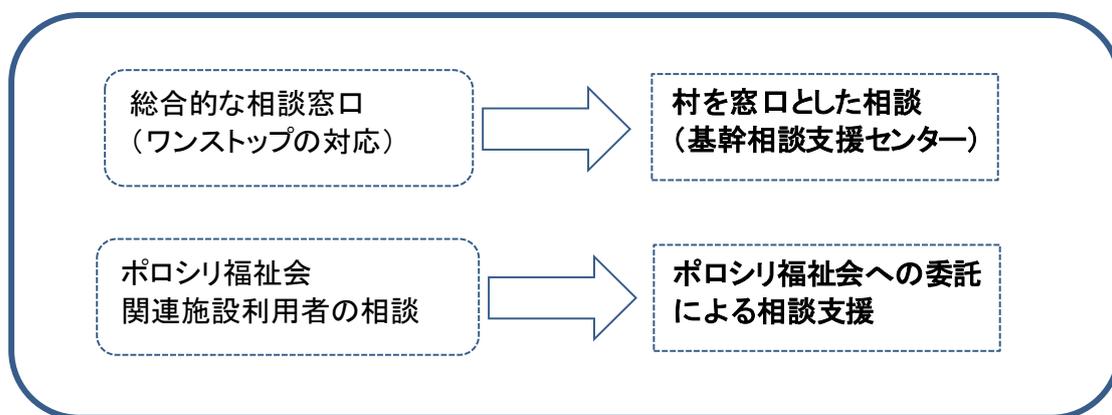
また、必須事業として総合的な相談支援や障がい者等の権利擁護のための援助を行うほか、道が専門・広域的な支援を行います。

### 相談支援体制

村では、総合的な相談窓口として平成26年7月に「中札内村基幹相談支援センター」を設置しました。村として十分な相談対応ができるよう、引き続き人員の適正な配置を進めるとともに、研修等を活用し、相談支援体制の強化・充実をはかります。また、村民の方に相談先として認知していただけるよう、広報等を活用し、広く周知していきます。

社会福祉法人ポロシリ福祉会の関連施設利用者の相談については、同法人の指定事業者への委託により対応します。

図 9 地域生活支援事業による中札内村の相談支援事業



## 《障がい者相談支援事業》

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援などを行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

- 内 容 ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
  - ・社会資源を活用するための助言・指導等
  - ・権利擁護に必要な援助
  - ・その他必要な相談支援

## (2) 成年後見制度利用支援

判断能力が十分でない人の財産などの権利を守る制度であり、審判の請求費用、成年後見人の報酬等必要となる費用を負担することが困難である者に対して助成を行います。

## (3) コミュニケーション支援

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思を伝えることに支障がある障がい者等に、手話通訳などの方法で、障がい者等の意思を他の人に伝える仲介をする手話通訳者などを派遣します。また、話されている内容を要約して文字として伝える「要約筆記派遣」についてもコミュニケーション支援として必要に応じて対応します。

- 対象者 ・聴覚、言語機能、音声機能の障がいのため、意思を伝えることに支障がある障がい者等
- 内 容 ・手話通訳者を派遣する事業

## 見 込 量

現在、コミュニケーション支援の利用実績はありませんが、今後の利用を見越して1名を見込んでいます。

表 42 コミュニケーション支援の見込量

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施見込箇所数	利 用見込件数	実施見込箇所数	利 用見込件数	実施見込箇所数	利 用見込件数
コミュニケーション支援		1		1		1

## 確保のための方策

本村には、手話通訳者がいないため、今後も必要に応じ北海道ろうあ連盟に委託して、事業を実施します。また、要約筆記が必要な場合も、帯広市のサークルに事業を委託します。

## 知っていますか、指文字？

5本の指の形や動きで、50音の文字ひとつひとつを表現したものが指文字（ゆびもじ）です。

聴覚に障がいのある方は手話で会話しますが、人名や地名などの固有名詞、新しい言葉を話す時などに使われます。



#### (4) 日常生活用具給付等

重度の障がい者等に、日常生活用具を給付又は貸与することにより日常生活の支援を行います。

- **対象者** ・重度の身体障がい者(児)・知的障がい者(児)・精神障がい者で、日常生活用具を必要とする方
- **内容** 見直された種目
  - ・[補装具から日常生活用具に移行したもの]  
点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ(一本つえのみ)・収尿器・ストマ用装具
  - ・[日常生活用具から補装具へ移行したもの]  
重度障がい者用意思伝達装置
  - ・[廃止したもの]  
浴槽(湯沸器)・パーソナルコンピュータ

#### 見込量

令和2年11月末の実利用者数を基礎的な人数として見込みました。

表 43 日常生活用具給付等の見込量

日常生活用具給付等の見込量	(年間件数)		
	令和3年度 給付等 見込件数	令和4年度 給付等 見込件数	令和5年度 給付等 見込件数
介護・訓練支援用具	0	0	0
自立生活支援用具	1	1	1
在宅療養等支援用具	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	0	0	0
排せつ管理支援用具	50	50	50
在宅改修費	0	0	0

#### 確保のための方策

今後も利用者の実態に合わせて、サービスを提供します。

## (5) 移動支援

屋外での移動が困難または支障のある障がい者等に、外出及び余暇活動などの社会参加のための移動を支援します。

- 対象者 ・障がい者等で、村が外出時に移動の支援が必要と認めた方
- 形態 想定される利用形態
  - ①個別支援型  
→個別支援が必要な方に対するマンツーマン(1対1)による支援
  - ②グループ支援型  
→複数の障がい者等への同時支援

### 見込量

令和2年度中のサービス利用者数を基礎的な人数として見込みました。

表 44 移動支援の見込量

#### 移動支援の見込量

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用 見込者数	延べ利用 見込時間数	利用 見込者数	延べ利用 見込時間数	利用 見込者数	延べ利用 見込時間数
移動支援	1	15	1	15	1	15

### 確保のための方策

村内にはサービスを提供する事業者が1か所あり、村外にもサービス提供事業者があることから、これらの事業者への委託により障がい者等への支援を行います。

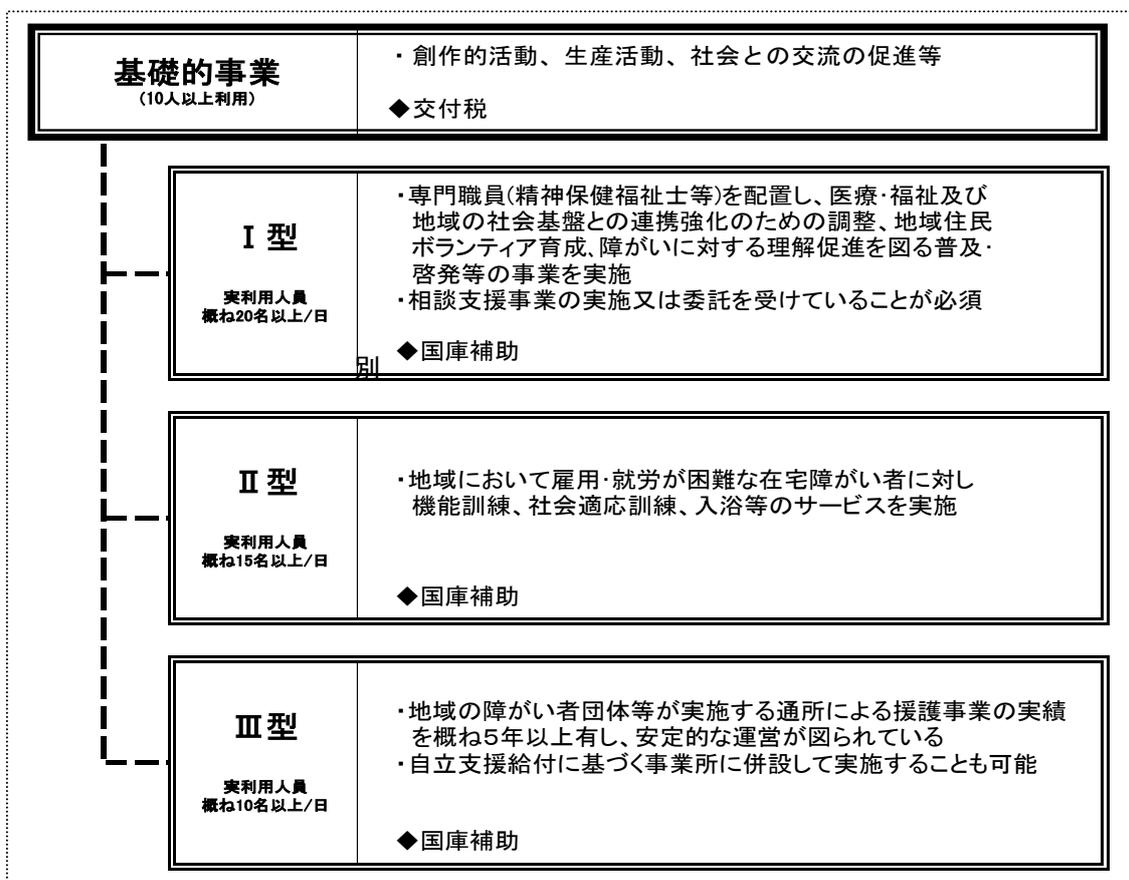


## (6) 地域活動支援センター

障がい者等に、通所で創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを地域の実情に応じて実施することにより、障がい者等への地域生活支援を行います。

- 内 容 ・基礎的事業（利用者に創作活動、生産活動の機会の提供など地域の実情に応じた支援）
- ・基礎的事業に加え、本事業の機能強化を図るため「地域活動支援センターⅡ型」又は「地域活動支援センターⅢ型」の事業実施
- ※事業（本事業は第二種社会福祉事業）の実施者は法人格が必要となります。

図 10



### 見込量

障がい者等の日中における活動の場として、「事業所へ通所される方」、「一般就労へ移行される方」、「創作的活動やサロンの利用をされる方」が見込まれます。村内にはサービス提供事業所がなく、帯広市の事業所を広域利用しています。

本村では、令和2年11月末の利用者は1名で、今後も引き続き利用者1名を見込んでいます。

表 45 地域活動支援センターの見込量

地域活動支援センターの見込量

(年間数)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施見込 箇所数	利 用 見込者数	実施見込 箇所数	利 用 見込者数	実施見込 箇所数	利 用 見込者数
地域活動支援センター	1	1	1	1	1	1

**確保のための方策**

村内に事業所がないため、利用希望に合わせて、近郊市町村の事業所と連絡調整を行なっていきます。

**(7) 理解促進研修・啓発事業**

新しく必須事業として加わった事業で、障がいに関する理解を深める研修や啓発活動を行ないます。本計画の策定時点では、どのような研修等を行うかを決定するに至りませんが、障がい者や家族、住民のみなさんのご意見を伺いながら、必要な事業を検討し実施していきたいと考えています。

**(8) 自発的活動支援**

新しく必須事業として加わった事業で、障がい者、家族、地域住民等が自発的に行なう活動に対して支援を行います。どのような活動に対して、どのような支援を行うのか、今後検討を要する課題です。

**2 その他の事業**

**(1) 日中一時支援事業**

日中において、障がい者の介護を行う方が、病気等の理由により家庭において介護ができない場合に、一時的に事業所での見守りや活動の場を提供するほか、その他必要な日常生活の支援を行います。

- 対象者 ・日中見守りをする方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と村が認めた障がい者等
- 内 容 ・日中、障がい福祉サービス事業所や障がい者支援施設などで、障がい者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練などの支援  
・送迎サービスその他の支援

## 見込量

令和2年11月末の日中一時支援事業の利用実績と年度途中からの利用予定者を参考に、利用者数を見込みました。

表 46 日中一時支援事業の見込量

日中一時支援事業の見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数
日中一時支援事業	2	6	2	6	2	6

## 確保のための方策

現在、中札内村の方が利用している事業所は、2か所（帯広市）ですが、利用者のニーズに合わせサービスを提供する事業所を確保していきます。

## Ⅲ 村の施設入所者への支援体制の整備

本村には、障がい者支援施設がありますが、今後の支援計画については運営している社会福祉法人「ポロシリ福祉会」と協議しながら、支援体制の整備に取り組みます。障がい者支援施設中札内のぞみ園、中札内みのり園については施設老朽化が進んでおり、施設の構造等も現在のサービス提供に合わせて改築等をしていく必要性があります。この点についても、今後協議をして進めていきます。

# サービス見込み量の総括

## 障がい福祉サービス

サービス種別		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅サービス	居宅介護	時間/月	45	45	45
	行動援護		15	15	15
	重度訪問介護		600	600	600
	短期入所	人	1	1	1
日中活動系サービス	生活介護	日/月(人)	308(14)	308(14)	308(14)
	自立訓練(生活訓練)	日/月(人)	1(1)	1(1)	1(1)
	就労移行支援	日/月(人)	22(1)	22(1)	22(1)
	就労継続支援(A型)	日/月(人)	154(7)	154(7)	154(7)
	就労継続支援(B型)	日/月(人)	154(7)	154(7)	154(7)
	児童発達支援	日/月(人)	15(1)	15(1)	15(1)
	放課後等デイサービス	日/月(人)	105(7)	105(7)	105(7)
居住系サービス	共同生活援助	人	9	10	11
	施設入所支援	人	9	9	8

## 地域生活支援事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数
コミュニケーション支援事業		1		1		1
地域活動支援センター	1	1	1	1	1	1

	給付等見込件数	給付等見込件数	給付等見込件数
日常生活用具給付等事業	51	51	51
介護・訓練支援用具	0	0	0
自立生活生活支援用具	1	1	1
在宅療養等支援用具	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	0	0	0
排せつ管理支援用具	50	50	50
在宅改修費	0	0	0

	実施見込箇所数	利用見込時間数	実施見込箇所数	利用見込時間数	実施見込箇所数	利用見込時間数
移動支援事業	1	15	1	15	1	15

## 中札内村自立支援協議会委員名簿（敬称略）

（委員の任期：平成31年4月1日～令和4年3月31日）

### 自立支援協議会委員名簿（敬称略）

委員氏名	役職名	備考
長澤 啓二	会長	教育関係者
藤林 政宏	副会長	教育関係者
源 一広	委員	教育関係者
神田 勝	委員	社会福祉協議会
坂村 加代子	委員	障がい福祉サービス事業関係者
広島 啓一	委員	障がい福祉サービス事業関係者
菅原 亜希子	委員	公募委員
鷺野 鈴子	委員	公募委員
濱 弥江	委員	公募委員
保坂 裕子	委員	公募委員

## 中札内村障がい福祉計画（第6期）

---

令和3年3月 発行

発行 中札内村

編集 中札内村福祉課福祉グループ

（中札内村老人保健福祉センター内）

〒089-1332

河西郡中札内村西2条南2丁目2番地

電話 0155-67-2321

---